

養老町有料広告掲載取扱要綱に関する基準

平成25年3月29日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この基準は、養老町有料広告掲載取扱要綱（平成25年養老町告示第43号。以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する基準について必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 養老町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業の規定により制限される営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどを謳ったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社などの構成員がその活動のため

めに利用するもの

- (14) 都道府県知事又は町の許認可を受けていない、届出をしていないなど各種手続きを行っていない社会福祉施設等
 - (15) 各種法令に違反しているもの
 - (16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (17) 法人等においては、企業の基本情報が開示されていないもの（正式名称、本社所在地、代表者名、従業員数、資本金、組織、経歴、業務内容等）
- （掲載基準）

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現のもの
 - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - オ 町の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
 - ヘ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ケ 人事募集に係るもの
 - コ 社会的に不適切なもの
 - サ 国内世論が大きく分かれているもの
 - シ 皇室関係の写真、紋章を使用したもの
 - ス 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表示（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例 「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止

例 「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等で認められていない業種・商法・商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

キ 広告の内容が明確でないもの

ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

ケ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの

コ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関するもの

サ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現のもの

シ 過去５年間に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

附 則

この基準は、平成25年４月１日から施行する。